

J H F 事故調査専門委員規程

制定 2008年3月5日 理事会

第1条 目的

JHF はハンググライディングスポーツの事故を正確に調査、分析することで事故防止の啓発活動を行ってきた。今回、事故調査専門委員制度を制定し、全国に事故調査員を設けることで、さらなる事故調査の即応性と正確性を期待しこの規程を制定する。

第2条 名称

本規程により委嘱されたものは、J H F 事故調査専門委員と称する。

第3条 任命

- 1 事故調査専門委員は安全性委員会が推薦し、会長が委嘱する。
- 2 教員検定員は事故調査専門委員を兼任する。
- 3 事故調査専門委員でカバー出来ない地域で発生した事故については安全性委員会、事故調査専門委員が協力して事故調査手段を検討し実施する。

第5条 事故調査専門委員の任期

3年とし、再任を妨げない。

第6条 事故調査専門委員の役務

事故調査専門委員は以下の役務を負う

- 1 事故調査専門委員の近隣地域で事故が起きた場合、すべての事故情報を収集しWEB 事故報告を行う。または、当該事故エリアの管理者、責任者、教員にWEB 事故報告の提出を依頼し、経過の確認を行う。
- 2 安全性委員会から重大事故（死亡事故、社会的に影響が大きいと判断される事故）の調査依頼を受けた場合、現地での事故調査活動を行い、J H F 事故調査報告書（既定の書式）を作成し、提出する。
- 3 事故調査についての詳細は安全性委員会ホームページによる。
 - 1 WEB 報告システム 全ての事故を対象とする。
 - 2 事故調査報告書 重大事故（死亡事故、社会的に影響度が大きいと判断される事故）

第7条 事故調査の費用

安全性委員会が承認した場合、JHF の規定に基づき交通費、日当、報告書作成費用、調査活動に必要とされる諸経費が支払われる。

以上